（帳簿）

第十二条　指定講習機関は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　［略］

二　初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関にあっては、それぞれの講習を終了した者の有する運転免許証の番号

［三～五　略］

２　［略］

備考　表中［　］の記載は注記である。

（帳簿）

第十二条　［同上］

一　［同上］

二　初心運転者講習を行う指定講習機関にあっては、初心運転者講習を終了した者の有する免許証の番号

［三～五　同上］

２　［同上］

附　則

この規則は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の施行の日（令和四年五月十三日）から施行する。ただし、第五条第三号ロの改正規定は、公布の日から施行する。

○国家公安委員会規則第七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第一項及び第六項並びに第百十四条の六並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十八条の四の六第一項第二号の規定に基づき、運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十日

国家公安委員会委員長　二之湯　智

運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部を改正する規則

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
運転免許取得者等教育の認定に関する規則	運転免許取得者教育の認定に関する規則
（課程の区分）	（課程の区分）
第一条　道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。	**第一条**　道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。
一　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第三項第一号において「普通自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの	一　大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第一号において「大型自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
［二～八　略］	［二～八　同上］
（運転免許取得者等教育指導員）	（運転免許取得者教育指導員）
第二条　法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等教育指導員」という。）とする。	**第二条**　法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車（以下「自動車
一　前条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用	運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車又は原動機付自転車（以下「自動車